

土木森林環境委員会会議録

日時 平成24年6月29日(金) 開会時間 午前10時03分
閉会時間 午後3時40分

場所 第1委員会室

委員出席者 委員長 堀内 富久
副委員長 塩澤 浩
委員 中村 正則 皆川 巖 渡辺 英機 河西 敏郎
丹澤 和平 早川 浩 木村富貴子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

森林環境部長 安藤 輝雄 林務長 深沢 侑企彦
森林環境部理事(林業公社改革・最終処分場) 高木 昭 森林環境部次長 守屋 守
森林環境部技監(林政) 佐野 克己
森林環境部技監(森林整備課長事務取扱) 長江 良明
森林環境総務課長 大堀 道也 環境創造課長 小島 徹
大気水質保全課長 山口 幸久 環境整備課長 保坂 公敏
みどり自然課長 石原 三義 林業振興課長 中山 基
県有林課長 江里口 浩二 治山林道課長 沢登 智

県土整備部長 酒谷 幸彦 県土整備部次長 桐原 篤
県土整備部技監 上田 仁 県土整備部技監 井上 和司
総括技術審査監 小野 邦弘 県土整備総務課長 石原 光広
美しい県土づくり推進室長 山口 雅典 建設業対策室長 遠藤 正記
用地課長 清水 豊 技術管理課長 内田 稔邦 道路整備課長 大久保 勝徳
高速道路推進室長 細川 淳 道路管理課長 鈴木 洋一 治水課長 中嶋 晴彦
砂防課長 松岡 雅臣 都市計画課長 市川 成人 下水道課長 小池 厚
建築住宅課長 松永 久士 営繕課長 和田 健一

議題 (付託案件)

- ※第79号 平成24年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの
- ※第80号 契約締結の件
- ※第81号 契約締結の件
- ※第83号 調停の件
- ※第85号 県道の路線廃止の件

- ※請願第23-3号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の2及び3
- ※請願第23-13号 原発から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求めることについての請願事項の3

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。
また、請願第23-3号及び請願23-13号については継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、森林環境部・県土整備部の順に行うこととし、午前10時03分から午前11時01分まで森林環境部関係、休憩をはさみ、午後1時01分から午後3時40分まで県土整備部関係（午後2時47分から午後3時05分まで休憩をはさんだ）の審査を行った。
県が出資している法人の経営状況に係る審査を、引き続き7月3日の午前10時に行うこととした。

主な質疑等 森林環境部関係

※請願23-3号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の2及び3

意見 「継続審査」と呼ぶ者あり

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※請願23-13号 原発から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求めることについての請願事項の3

意見 「継続審査」と呼ぶ者あり

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(鳥獣被害対策の取り組みについて)

塩澤副委員長 鳥獣被害の件で幾つかお伺いしたいと思います。山梨県では管理捕獲等の獣害対策について大変力を入れていることは十分承知しているところであり、ことし管理捕獲数は今までより相当ふやし、1万2,000頭という目標を立てられています。この管理捕獲については市町村にお願いしている分、あるいは県がやっている分などあるわけですが、その辺の役割分担を教えてくださいたいと思います。

石原みどり自然課長 市町村には多くの管理捕獲頭数のお願いをしているわけですが、市町村における管理捕獲では、農林業被害の低減を図ることを第1の目標とし

て、主に標高1,000メートル未満の農林業地域における管理捕獲を実施していただいております。一方、県が実施します管理捕獲につきましては、自然植生等の被害の軽減を目的としている標高1,000メートル以上の鳥獣保護区を中心に実施しております。

塩澤副委員長 この管理捕獲を市町村あるいは県がやっているわけですが、当然、狩猟免許を持ったハンターたちが、鉄砲を使用して行うとは思いますが、市町村あるいは県で今行ってもらっているものは、地区ごとにどのようにお願いしているのか、その辺のことを教えていただきたい。

石原みどり自然課長 県が行う管理捕獲につきましては、山梨県猟友会に業務を委託しており、実施する鳥獣保護区ごとに県内の6地区猟友会におきまして捕獲従事者を募り、グループ分けを行い実施しております。一方、市町村が行います管理捕獲につきましては、市町村長から地元猟友会に従事者を募るをお願いをしております。地元猟友会からの推薦を受けた方々を市町村が従事者として管理捕獲に参加していただく仕組みをとっております。

塩澤副委員長 私が猟友会等からいろいろ話を聞く中では、猟友会の会員の方々が大分高齢になっており、60歳以上が約70%ということも聞いております。ここ数年でニホンジカやイノシシあるいはニホンザルの個体数を相当数減らすということ聞いておりますが、猟友会の方々の年齢がだんだん高くなっているということで、ここ数年しっかりとした対策をやっていかなければいけないと思うんですが、生息数に対して管理捕獲がだんだん難しくなっていくと自分自身も感じておりますが、その辺はどのように考えていますか。

石原みどり自然課長 例えば、ニホンジカですと、平成22年度の推計で県内に3万6,000頭のニホンジカが生息しているとされております。そのニホンジカの生息数を低減させ、被害を少なくするために、本年度から1万2,000頭の管理捕獲の目標を立てさせていただきました。この数を確実にとることによりまして、生息数の低減を図ることができて、被害を少なくするというところまで持っていけると考えております。

先ほど委員御指摘のように、従事者の高齢化という問題もございます。そこで、本年度では、新たに捕獲に従事していただく方の育成を図るために、狩猟免許を取っていただく方々の研修会とか、管理捕獲に従事される皆さんの技術講習会など、今年度から新たな仕組みもつくっていったわけでございます。

いずれにいたしましても、本年度、しっかり低減させる数まで1万2,000頭をとるという意味で、60歳以上の方が多い状況でございますけれども、その方たちにも頑張ってもらって、ここ数年でしっかりとりたいと考えております。

塩澤副委員長 ここ何年間、ある程度は目標に対してクリアできていくのかなというニュアンスと受けとめましたけれども、一番難しくなっていくと考えているのは、その後だんだんと高齢化となり、今のシステムのままですら将来の管理捕獲がどうなっていくのかということです。

ここでもって個体数をがくんと減らしてしまえば、その後はそんなに捕獲する必要はないわけですが、そうは言っても、先ほど申し上げたとおり、従事者の方々がだんだんと高齢化してくるということの中で、その後の仕組みづくりも大切だと思っております。狩猟ですから、もちろん危険が伴い、

全然知らない人同士で急にチームを組んでやれというようなことはなかなか難しいという部分は承知していますけれども、そういう中でも将来に向けての対策も立てていく必要があるのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

石原みどり自然課長 確かに野生鳥獣を効率よく捕獲していく意味では、捕獲を実施する場所の地理的条件あるいはけもの道などを熟知している地元の従事者や猟友会の皆さんが中心に行くことが非常に効率的であり、あるいは日ごろからチームを組んでいる皆さんが行うのが安全な仕組みとは考えております。しかしながら、委員御指摘のように捕獲従事者が不足している方向にあることは間違いございません。例えば、本県におきましても、丹波山村などでは村外の住民の皆さんあるいはお隣の東京都に居住されている方々を管理捕獲の従事者として指定することによって管理捕獲が現在行われております。このように、市町村の管理捕獲が従事者を地元の方たちだけでできない地域があるとすれば、広域的にみんなでチームをつくって捕獲隊を編成する仕組みを今後検討していくことにより、管理捕獲を効率的に実施する形になっていくのではないかと思います。

塩澤副委員長 今、お願いしている山梨県の猟友会でもって、いろいろな手配や振り分けなどといったことをやっていただいているとは思いますが。山梨県内でいろいろな方々が従事していらっしゃると思います。先日も堀内委員長のほうからちょっと話があったとおり、狩猟の免許を取る人が少なくなっているというようなことで、今後、有効にそういった人材が従事できる方向を検討していただきたいと思っております。

(エネルギーの地産地消について)

早川委員 電力の地産地消について伺います。本会議の知事の所信表明の中で、クリーンエネルギーの導入促進や省エネを行って2050年ごろまでに100%のエネルギーの地産地消を目指すという、長期的な目標が挙げられたところですが、今から約40年後となる、この長期的な目標達成のためにはやはり短期的な具体的な目標と、その目標に向けた計画やロードマップづくりが必要だと考えます。そして、特にこのビジョンを掲げた、ここ数年の取り組みが本当に重要になってくると思っております。

本会議において、私は小水力発電について企業局に伺ったところですが、本県の自然エネルギー全体の取り組みとしての短期目標と計画についてまずお伺いをいたします。

小島環境創造課長 県では平成22年度にやまなしグリーンニューディール計画推進指針を策定しております。その中で、2020年度にクリーンエネルギーによる電力、具体的には太陽光発電と小水力発電によるものでございますけれども、その導入の見込み量を年間4億7,000万キロワットアワーという数字を掲げてございます。太陽光発電につきましては、住宅用で2005年の10倍の出力ということでございます。2005年と申しますのは、基準年が2005年だということで、非住宅用につきましては、住宅用の約半分の出力を確保するというものを掲げてございます。

また、より短期的でございますけれども、固定価格買い取り制度が本年7月から始まって、この3年間、事業者に大変有利な買い取り価格が設定されるということで、それに伴い相当数の新規参入、それとあわせて、コストダウンが

相当進むのではないかと期待しております。

その一方、事業所あるいは家庭の電気料金にそのまま上乘せさせる点もございまして、課題も表面化してくるのではないかと考えております。したがって、短期的に行うべきことをしっかりと見定めたスケジュールを持って対応していくことが必要であると思っておりますので、この数年間をにらんだ取り組みにつきましても適切に対応していきたいと考えております。

早川委員

お答えがあったように、短期的な目標とスケジュールが本当に必要だと思います。やはり、知事の所信表明の中で会議とおっしゃっていましたが、産学官の有識者による会議で、具体的なクリーンエネルギー導入促進策を検討するというのですが、これについてはどのような内容で議論や検討を行うのでしょうか。

私は、自然エネルギーに関する研究や情報収集などといったものも議論してもらいたいと考えています。例えば、エネルギーの価値を高める、また有効活用するという意味からも、県内の民間の業者や市町村が発電したことに対する売電方法とか買電などの一般競争入札についても議論するような場になってほしいと思いますが、この会議ではどのようなことを行っていく考えなのかお伺いします。

小島環境創造課長 有識者による会議でどのような内容について議論や検討を行うのかということでございますけれども、エネルギーの地産地消に向けた、県としての具体的な促進策につきまして御意見をいただくということとしております。その前提といたしまして、例えば本県の特長や産業の現状、またはクリーンエネルギーによる発電拡大のあり方といったことについても御意見をいただきたいと考えております。

今、委員から御示唆をいただきましたのは、一般競争ということでございますので、いわゆる新電力、PPSといったところの取引をイメージされているのではないかと考えておりますけれども、当然そういったことにつきましても議論の対象になるのではないかと考えております。その有効性とか、また課題もあるかと思っておりますので、会議の中でもそういったお話がいただけるものと考えております。

早川委員

細かいことですが、この会議のメンバーは産学官の有識者ということですが、クリーンエネルギーの地産地消を推進していくためには、やはり金融支援やファイナンスが重要になると私は思っています。金融機関の理解と協力を得るために、この会議のメンバーに金融機関や投資ファンド等の専門家の参加も検討していただきたいと私は考えているんですけれども、現状、この会議のメンバーはどのような方々を考えているのかお伺いします。

小島環境創造課長 メンバーにつきましては、今後、人選を進めていきたいと考えておりますけれども、クリーンエネルギーあるいは省エネにつきまして知見がある方、例えば学問的な観点、あるいは事業者の観点、それから行政の観点からそれぞれ具体的な御意見がいただけるというような方々をお選びいただきまして、御本人に直接お願いしたいと考えております。

委員から御提言がございましたように、クリーンエネルギーの導入や省エネには当然、円滑な資金調達が大前提であると考えておりますので、金融面からも御意見がいただけるような方につきましても検討してまいりたいと思っております。

早川委員

ぜひ検討いただければと思います。

次に、会議に対して、フォーラムということも書いてあるんですけども、本年7月からの固定価格買い取り制度のスタートにより、市町村の取り組みとか、県内外の幅広い事業者の参入が見込まれます。

私は、本会議でも関連質問をしたんですけども、フォーラムの開催だけにとどまることなく、やはりいろいろな人に情報提供をしていくためには、ソーシャルネットワークなどを活用して積極的に発信していくべきだと考えているんですけども、このフォーラムではどのようなことをやろうとしているのか、また、どのような効果を期待しているのか伺います。

小島環境創造課長 フォーラムにつきましては、市町村向けのもの、それから企業向けのものという形の中で、合同ということも想定されますけれども、複数回行っていきたいと考えております。

まず、市町村向けでございますけれども、県がメガソーラーの誘致をしたノウハウの蓄積がございますので、そういったことを市町村にお伝えして、それぞれの地域の特性に合った形での太陽光発電の導入に対する参考にしていただければと思っております。

それから、企業向けでございますけれども、企業として発電をしたいとか、あるいはさらなる省エネをしたいといったようなことをお考えになっている企業、また、それをサポートするような製品やノウハウを提供する企業が、お互いにマッチングできるような機会を設けることも検討しており、具体的なビジネスとしてもつながっていけるようなことになるのではないかとということの効果として期待してございます。

それから、委員から御指摘をいただいたソーシャルネットワークは、ツイッターなどといったものだと思いますが、フォーラムの様子につきましては、当然、その結果を県のホームページにも載せて周知を図っていくつもりでございます。県のホームページは今、フェイスブック、あるいはツイッターにも自動的に載るようになっておりますので、そういった手だてを講じて情報発信をしていきたいと考えております。

早川委員

特に若い人たちにはソーシャルネットワークに興味があるので、そういった取り組みをお願いします。

最後になりますが、2050年までに県内で必要なエネルギーを100%県内で賄うことを目指すということで、それに向けたさまざまな施策を実行していくためには、本会議で知事の答弁にもありましたが、県は全庁一丸となった取り組みが必要だと私は改めて考えます。そこで、県庁内において、具体的に、森林環境部だけではなくて、企業局や産業労働部、農政部など、それぞれ横断的なチームの組織または会議などを具体的に立ち上げるべきだと私は考えますが、その辺について御所見を伺います。

小島環境創造課長 委員から御指摘がございましたように、クリーンエネルギーあるいは省エネにつきましては、県庁内のさまざまな部局がこれに絡んでおります。したがって、知事が掲げますエネルギーの地産地消に向けて、これまで以上に県庁内のさまざまな部署が連携を強化していく必要があると考えております。まさに委員から御提言がございました、チーム組織または会議でございまして、今現在、庁内横断的な推進会議を立ち上げようということで検討をさせていただいておりますので、できるだけ早い時期に具体化をしていきたいと思っております。

早川委員

私は将来的には環境創造課ではなく、エネルギー課などというのがあったりすればいいかなとも思ったりします。今後、自然エネルギーの普及やビジネスチャンスが拡大されて、本県でのその動きは特に顕著になってくると思います。その中で注意しなければいけないのは、これも御案内のとおりですけれども、スペインでクリーンエネルギーのバブル崩壊があったように、固定価格買い取り制度の上にあぐらをかかないようなビジネスモデルだとか、継続的な取り組みが私は必要だと思います。ぜひ産学官の有識者による会議やフォーラムが決して開催することだけが目的とならないように、また、その中で県庁一丸となった、そして、今まで以上に市町村や民間と連携した取り組みをお願いして質問を終わります。

(F S C 認証製品の利用促進について)

木村委員

私は、県有林がF S Cの森林管理認証林と伺って、このF S Cを調べましたら、熱帯雨林の減少など地球規模で環境問題の深刻化を背景に、世界的に展開している森林認証制度だということで、もうとっくの前の話で恥ずかしいんですけども、調べたところ、そういうことだそうです。

環境、経済、社会の視点から国際的な基準による適切な森林管理が行われていることで、平成15年4月に公有林として全国に先駆けてF S Cを取得されたということで、前に一度、大変御苦労してこれを取得したという話をお聞きしたことがありました。本当に素晴らしいことだと思っています。

でも、取得してから10年がたつわけですけれども、県民にはまだ認識が薄いし、普及も進んでいないように思われるんですね。この前も、議事堂から旧館に進んだところに、「やまなしの森の紙」というコピー用紙が置いてあるのを目にして、これがそうだと認識をしたところです。

これがF S Cに認証された山梨県のチップを使ってつくった紙だということを知って、県庁の中でももっと多く使用していかなければならないと思ったのですが、まず県庁内でどれくらいこのやまなし森の紙が使われているのか、お聞きしたいと思います。

江里口県有林課長 「やまなしの森の紙」につきましては、県有林材を県内の工場でチップ化して、それを原材料の一部としてF S Cの認証製品として販売しているものです。販売の実績ですけれども、平成22年度から販売をしているわけですけれども、県庁の本庁分は3,700ケースで、購入コピー用紙の総量の約25%です。平成23年度は、先ほどチップにして工場に持っていくと言ったのですが、岩手県に製紙工場があり、そこが被災を受けたということもありまして、昨年の実績ですと、本庁分で1,500ケースで購入コピー用紙の総量の約11%程度になっています。

木村委員

昨年はそのような事情では仕方がないという部分がありますけれども。

この「やまなし森の紙」は売り上げの一部をみどりの基金へも寄附をなさっているということで、その商品自体はもちろんですけれども、環境問題に取り組む活動自体も多角的に見て、大変素晴らしいことであると思います。

だからこそ、県庁内でもっと使用を拡大していく必要があると思いますが、使用に当たって何か問題点がありましたらお聞きしたいと思います。

江里口県有林課長 県でコピー用紙を納入する際については、国のグリーン購入法の中で判断基準がありまして、その基準を満たすコピー用紙、例えば100%古紙という

ような商品等の中で選ぶといった形となるわけです。その商品との価格差がかなりあるということと、委員が今おっしゃられたように、F S Cの認識度がまだ少ないという要因もございます。昨年、F S Cサミットということで普及啓発活動も行っているわけですが、その辺の認識がまだまだ少ない状況でなかなか進んでいないということになっていると思います。

木村委員

お聞きしましたところ、これからはコピー用紙ばかりでなく、他のものについても、F S C認証を得ていない商品は取り扱われなくなりつつあるとのことで、それをいち早く山梨県が取得をしたということでもありますので、もっとそのことを県民にPRすべきだと思います。

県民共有のものである県有林の整備の大切さをもっと広めるにはどうしたらいいかということで、もう終わってしまったのですが、恩賜林御下賜100周年の記念式典のときに並べるとか、県民の日、あるいはちょっと突飛かもしれませんが、私は本会議で代表質問させていただいたのですが、山梨のブランドとして、食べるものとかワインなどはいっぱいありますよね。でも、手すき和紙とかあるじゃないですか。これはF S C認証の紙だということを入れ込むような形でF S Cの認証制度を山梨県は10年も前に取ったということをお私に県民にもっと広くPRすべきだと思いますが、県はどのように考えておられますか。

江里口県有林課長 普及啓発活動につきましては、先ほどもちょっと言いましたけれども、昨年、恩賜林御下賜100周年の記念行事の中でF S Cサミットということで、県立大学で1,000人以上の方が参加していただくなど普及啓発活動をやっています。ただ、やはり一部の方々の中で承知しているだけで、県民全体ということになりますと、まだまだ不足していると認識しております。

そのために、やはりF S C商品となるものを県民の皆様方に提供することが第一であると思っております。その中で、まずF S C商品を出すためには、県有林材が出て、それを加工、流通させる方々の事業者がCOC認証を取っていただくことが前提になるわけですが、このCOC認証を取っている方が今、県内で27の事業者があります。その27事業者の方々を中心に幾つかのグループをつくられて、新商品の開発や販売の促進をしています。その1つの商品が「やまなし森の紙」です。

ほかに、ことし、森林公園金川の森に大型の木製遊具を導入しております。あと、丹波山村の学童用の机やいすにF S C材を使用するなど、いろいろな形で製品化をそれぞれの事業者がみずから行っているということですので、県におきましても、それに対する支援と言うか、一緒に連携をして県有林としてのF S C商品を世に出していきたいと思っております。県民の方々の目にも触れることによって、普及啓発につながっていくのではないかと考えています。

木村委員

わかりました。森林公園金川の森の木製遊具も見えていないし、私だけが知らなかったのかなと思って恥ずかしくもなるのですが、そのことをもっとPRして、こんなすばらしいことは山梨県としてももっと県民の方々に広めるようにしていただかないともったいないと思いますので、ぜひよろしく願います。

(林業公社改革プランの取り組みについて)

渡辺委員

1点伺います。林業公社が廃止されることは、今年の12月に決まったわけですが、策定された改革プランによると、5年間で廃止に向かってということになっています。しかし、有史以来と申しますか、我が国が始まって以

来、林業はまさに基幹産業として農業とともに国を支えてきた大変な歴史があるわけです。林業公社の廃止にまさか立ち会う、そういう自分がいるということは想定もしなかったわけですが、大変さみしい思いをしています。本当に森林県山梨にとってみれば、林業公社を初め、林業が果たしてきた役割はあまりにも大きかったという思いがまずあります。しかし、時の流れ、趨勢によって廃止をしなければならないという経緯になったということですから、ここは速やかに決まった方向に向かって進んでいかなければならない。

改革プランでは、今まで林業公社が造成した8,000ヘクタールのいわゆる分収林を県有林と一緒に管理していくというプランだと聞きましたが、果たしてそれがスムーズにいくのか非常に危惧するところですが、今後、どういう体制で引き継ぎ、管理して、以前にも増して森林の持つ機能の育成に努めていくのか、まず伺いたいと思います。

長江森林環境部技監（森林整備課長事務取扱） 林業公社改革プランにつきましては、債務の処理のみに着目したのではなく、木材生産を目的とした林業経営と公益的機能の維持増進の両立を図ることを大前提としてございます。長期的には、抜き切りなどを繰り返して、広葉樹林化や針広混交林化を図ることとして当面の森林整備を進めていくことと考えております。

公社の廃止後につきましては、県において分収林の整備を引き継ぐということでございますが、本県には他県に例を見ない広大な県有林がございます。これを管理するための組織体制や技術力も備えておりますので、こうした県の組織を有効に活用して適切な整備を進めてまいりたいと考えております。

改革の取り組みはスタートしたばかりということで、現在の取り組みとしては、土地所有者への説明や協議を最優先で対応しているところではございますが、廃止段階における県の具体的な体制につきましても、改革期間の5年間の中でしっかりと検討してまいりたいと考えております。

渡辺委員

公益的機能の維持増進を両立していくというお話でありましたけれども、ここが非常に大事なところですよ。きのうの本会議での一般質問で、土橋議員でしたか、山梨は非常に災害に強い、安全な県であり、この前の台風も被害がなかったというような話もされましたけれども、確かになかったところもありますけれども、実は南都留郡では大変な被害が現実起きています。忍野村では道路が冠水して救急車が動かなくなるという事例もありましたし、私も行ってきましたが、山中湖村では県がつくった堰堤を乗り越えた雨水がずっと土砂を押し流しながら、多くのテニスコートも埋めてしまった。それから、道志村では道志川がやはり増水によって堤防を乗り越えて、去年の台風災害で被害があったところをせっかく整地したのに、また流してしまった。その背景にあるところがどういうことかと言うと、やはり森林の整備がなかなか思うように進んでいないという現実もあるわけでごさいます、そういう意味では、必ずしも安全安心の山梨県ではないという現実がここにあるわけですよ。

長江技監もいろいろ見ているからわかるのでしょうけれども、特に分収林を初め、里山近くに植えたスギやヒノキなど、こういう森林に手が入らずに、私は昔、森林の仕事をしていましたから、今、木や林を見ると木が泣いている。伸びない、太れない。そして伸びても上に木があつてという本当に悲鳴が聞こえてくるような森林があつて、やはり台風が来たり雨が降ったりすると、崩落していくところを何カ所か見ているわけです。

そうしたことを踏まえながら、具体的にどのように森林管理を進めていくのか、ここが大事なところであろうかなと思いますけれども、その辺について県

の考えを伺いたいと思います。

長江森林環境部技監（森林整備課長事務取扱） 分収林につきましては、長期的には先ほど申し上げましたとおり、抜き切りなどを繰り返していくこととなりますけれども、現状におきましては、育成途上の若い森林も多いところであり、こうしたところにつきましては、森林の健全性を保っていく、また災害を防いでいくという観点から、今後20年間程度は、間伐、除伐、つる切りなど必要な作業を適時適切に実施してまいりたいと考えております。

また、こうした作業の実施に当たりましては、周辺の県有林や民有林と一体的に路網整備を図るなど、森林施業の集約化を進めることにより効率化を図ってまいりたいと考えております。分収林のことを申し上げましたけれども、民有林全体についても同様にきちっと整備をしていくということかと考えております。

渡辺委員

ぜひ、きめ細かい政策を進めてもらいたいと思います。本会議で、いわゆる分収林の土地所有者との説明会を通して理解を図っていくことは大変だというお話がありましたけれども、大変な数の土地所有者がいるわけです。分収割合の見直しとか、いろいろな理解をいただっていくことは大変なことではないかと思えますし、父親が契約して、今は息子の代になっているとか、時代の移り変わりの中で当事者も変化している。こうしたいろいろなことを考えていけば、今、森林に対する思いも非常に変わってきているのだろうというのがあります。最初の契約者でもない人もいるわけですから、説明会においても大変だと思いますが、その土地所有者は、どのような反応というか、思っているのか、今まで何人か会っているわけですが、その辺がわかりましたら状況を教えてもらいたいと思います。

長江森林環境部技監（森林整備課長事務取扱） 4月から土地所有者の方々への説明会を順次開催してございます。この中で、例えば改革プランの内容はおおむね理解できた、あるいはつらいけれども、契約変更についてはやむを得ないといった肯定的な反応を示していただける方も多い一方で、戸惑いの表情を示す方、あるいは率直に大変厳しい御意見を寄せられている方も見られます。例えば、出資者たる県が方針を決める前に、契約の当事者であります公社と土地所有者との間で話し合いをすべきではなかったのか、あるいは土地所有者の持ち分を4割から2割に下げるといふ申し出については一方的なもので、にわかには納得できないといった趣旨のお話もいただいております。

こうした土地所有者の反応につきましては、今後、年内を目途に地区ごとの説明会を一巡させて、全体の状況を整理してまいりたいと考えております。また、戸惑いあるいは厳しい反応を示しているの方々に対しては、最終的にこの案件が県民全体の負担をいただかざるを得ないといった厳しく重い内容のものであるということについて丁寧に御説明する中で、個々の御意見についてもきめ細かに対応することにより御理解を得てまいりたいと考えております。

渡辺委員

公社がなくなっても、森林の持つ多面的な機能、また森林県の山梨は未来永劫に本県の大事なとうとい財産であることには変わりはないし、これはしっかりと保護、育成をしていかなければならないということですが、せっかくですので、最後に林務長の森林に対する思いを聞きましょうか。

深沢林務長

ありがとうございます。今、技監が申し上げましたように、私どもは多面的

機能の発揮、特に委員御指摘のように、この山を守っていかなければならない気持ちを前面に出して、今、お話をしているところでございます。条件がいろいろあり、なかなか御理解をいただけない方にも誠心誠意御説明していく以外にないものですから、例えば極端な話ですが、六対四の分収割合を、八対二に条件変更するに当たり、これを七対三でどうだというような話にはちょっと乗れない話で、条件を変えて交渉するというようなものではありません。私どもの思いをきちんと伝えて、個人の山ではあるけれども、県民の山であり、国民の山であるという観点からぜひお願いしたいという姿勢で今後の契約の変更に臨んでいきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(明野最終処分場に関する専門家の検討について)

丹澤委員

今年の3月、私たち会派では政務調査で福島県から岩手県まで海岸沿いをずっと車で入りました。そのときに、果たして日本は非常事態だったのかな、それとも、平時なのかなと本当に疑ってしまいました。それはなぜかといいますと、あの海岸に、10メートル以上積んだら発火するから積まないほうがいいと指導されているにもかかわらず、山と積んであった。

そして、こうした瓦れきを片づけないと復興も復旧もできないと、政府はそういうかけ声できたわけですがけれども、行って見て驚いたことは、何とこれをトラックの荷台みたいなふるいでふるっている。本当に日本国が非常事態なのか、あのときに日本がこういう決断しかできなかったのかと、政治家の責任、国の責任、地方自治体の責任を痛切に感じながら見てまいりました。ふるいでふるっている瓦れきがいつになれば片づくのかなという思いでした。

それにしても、燃やした後のものは必ずどこかの最終処分場に入れなければならないということですから、瓦れきの処理はきっとできるでしょうけれども、これを最終的に最終処分場に入れなければならないということを思ったときに、これは大変なことだなという気がいたしました。

山梨県でも長い年月をかけて、明野村に最終処分場をつくったわけでありましてけれども、ようやくこれが稼働し始めたかと思いましたが、遮水シートが破れていたということで前に進まなくなった。保坂課長さんは新任の課長さんで大変だと思えますけれども、よろしく申し上げます。

今回、陳情書が私どもの手元に出されておりますけれども、たしか知事が12月6日でしたか、明野処分場については安全宣言をして、安全が確認されて再開をしたいと、このようにしたと思っているわけですがけれども、どういう理由で安全宣言をされたのでしょうか。

保坂環境整備課長 明野処分場の漏水検知システムの異常検知の件でございますけれども、原因究明調査をいろいろ行ってきまして、その中で、昨年11月の安全管理委員会の中で確認をしたことが3点ございます。いろいろ原因究明をした中で、漏水検知システムは正常に機能しているということが1点。現在の漏水検知システムは異常がなく、昨年10月の異常検知前の状態に戻っているというのが2点目でございます。3点目は、事業団の実施した実験の結果等から、遮水シートの破損は廃棄物等の重さから生じたものではなく、施設の構造上の問題ではないということで安全管理委員会が確認していただきまして、おおむねの了解をいただいたところでございます。

丹澤委員

そうすると、その安全管理委員会では、しかるべき方々が入って、そして、皆さんが了解をされて、これは安全だと確認をしたということですよ。またその後、今度は山梨大学の先生から、いろいろ異議ありということが出てまい

りましたら、また再度、新たな研究会というのか、検討会というのか、わかりませんが、それを開くということになったわけです。そうすると、知事の安全宣言とはそごを来すことになりませんか。

保坂環境整備課長 私どもといたしますと、安全管理委員会の中でおおむね了解をいただきまして、その中で確かに山梨大学の助教の先生の意見書がございました。それに対しても、事業団から丁寧に説明をさせていただく中で対応させていただいております。ただ専門的な分野でございますので、やはりそのところはさらに念には念を入れる意味で、電気工学と材料工学の専門家に検討を依頼したいという委員長からの提案から今日の専門家の検討ということに及んでおります。

丹澤委員 そうすると、最初の安全管理委員会の結論を出すときには、そういう分野については検討をされなかったことになるわけですか。

保坂環境整備課長 当然、原因究明をしていく中で、異常検知の原因が何だということで、材料や電気の関係の話など、事業団のほうで施工業者等から状況をうかがい、調査をする中で、安全管理委員会の中で丁寧に説明をさせていただいております。

丹澤委員 そうすると、先ほども話があったように、それは念には念を入れてやっているだけであって、安全性は既にもう確認されているという前提での追加検討となるわけですか。

保坂環境整備課長 県、事業団といたしましては、そのように考えております。

丹澤委員 それはいつ結論が出て、そして、今度はどういう形でまたもう一度安全宣言を知事がされるのか。どういう形になって最終的な決着を見るわけですか。

保坂環境整備課長 5月から2人の専門家の先生方に検証を依頼しているところではありますが、今後、安全管理委員会の委員が立ち会いの中で実験を行うことも考えていくとともに、これらを踏まえまして、7月中に安全管理委員会に中間的な報告をさせていただき、最終的には9月中に検討結果の報告を行う予定だと聞いております。

丹澤委員 わかりました。なかなか全員の方々を納得させることは大変だと思いますけれども、そうは言っても、合理的な理由に基づいて皆さんに理解をいただけるような原因究明をして、対策を講じてやられませんか、また稼働し始めると混乱が続くということになってしまいますから、できるだけ大勢の人が納得できるような形で決着をするように、ぜひ鋭意努力をしていただきたいと思います。

主な質疑等 県土整備部関係

※付託案件 第79号 平成24年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの
第83号 調停の件

質疑

(中巨摩地区広域事務組合から買収した鎌田川用地に係る調停について)

丹澤委員 鎌田川の中巨摩地区広域事務組合に請求した額は10億600万円となっておりますけれども、この10億600万円を請求した法律の根拠は何ですか。

中嶋治水課長 これまで鎌田川の廃棄物につきましては、再三再四、撤去を要請してきました。多額の費用がかかるということでそれが実施されないために、廃棄物が入った土地や埋却によって事実上事業ができないということで、法律の錯誤無効を主張するべく事務組合に契約の一部解除を要請し、そのときに契約を破棄するということですので、これまで当該土地に要していた約10億円を請求したものでございます。

丹澤委員 錯誤無効で10億円というのはどういうことですか。10億円の内訳は何ですか。

中嶋治水課長 県は埋却物の存在を承知していなかった、そのために事実上事業が不可能になったということで、錯誤無効で要請しております。

そして、10億円の中身でございますけれども、この用地にかかった用地費補償費が8億3,000万円でございます。廃棄物が埋まっていたことによりできませんので、廃棄物の調査に1億5,000万円ほど要しています。その他に利子や事務費等を合計しまして10億600万円でございます。

丹澤委員 確認しますけれども、用地代は7億3,000万円じゃないんですか。今、8億3,000万円と聞きましたけれども。

中嶋治水課長 申しわけございません。8億3,000万円の内訳は、用地費が7億3,000万円、そして補償費が1億円でございます。

丹澤委員 錯誤でやるということになりますと、これは損害賠償ですよ。7億3,000万円を土地を買って、その土地をそっくり返しているんです。しかし7億3,000万円払ったにもかかわらず、総額で6億円しかもらえない。そして調査費に1億5,000万円かけているんです。

総額18億円でこの土地を買っていますよね。総額18億7,900万円、約19億円で。あの焼却灰をほじくるのに1億5,000万円の金をかけているんですよ。これが裁判所では全く認めていないということは、この請求は錯誤に基づく請求じゃないでしょう。

中嶋治水課長 県の主張は、錯誤を理由として5筆中4筆の契約解除、それにこれまでかかった費用でございます。調停は実際、組合が申し立てたもので、組合の申し立てというのが、この契約は成立していて、県には何も債務もないという中で展

開されてきました。今回示された調停案ですけれども、これは錯誤無効を認めていただきまして、契約は無効ということになっております。その上で解決金として6億円を支払うということになっていきますけれども、この6億円は、先ほど説明しました県が組合に支払った18億円、これは4筆ではなくて、5筆に全部支払ったものですけれども、そのうち、公園の新たな用地や機能の回復などといったものに約12億円が使われ、6億円は残存利益で残っているということで、これが裁判所の判断で解決金とされています。県が求めた10億円自体を判断されたものではなく、契約を総体的に考えた中の解決金の提示ということになっております。

丹澤委員

私が聞いているのは、残存利益の範囲内で返すというのは、錯誤無効が認められたから不当利得だと。不当利得の場合には残った金だけ返せばいいよ、使ってしまったものはいいよと言っているわけだ。その前に皆さんは10億円の請求をしているでしょう。この10億円は錯誤ではなくて、別な方法であったからこの10億円を要求したんじゃないですか。

要するに、ここで裁判所が錯誤による無効ということであれば、それは契約がないということだ。ないということは、相手方に金が渡っている。こっちに土地が来ている。相手方が理由なくして金をもらってしまったわけだ。その金を返さなければいけない。だから、不当利得となり、不当利得の返す範囲は、残っている金を返せばいいよということになったわけですよ。

それ以前に皆さんは10億円という要求をしているでしょう。錯誤無効であれば10億円はどこから出てくるんだと。まして、ここには調査費まで入っている。錯誤無効というのは、さっきも言ったように18億円払ったうち、契約がなくなってしまった。おれはもう12億円使ってしまったよ、だから残りは6億円しかないから持っていけということですよ。

だけど、そうじゃないでしょう。皆さんは最初10億円を請求しているわけですから、その中には調査費も入っていると言っているんですよ。じゃあ、この10億円は何に基づく請求なのか。つまり、組合側は県の請求については法的根拠がないと言っているじゃないですか。錯誤無効であれば、法的根拠があるんですよ。だから何に基づいて請求したかと聞いているんです。

中嶋治水課長

繰り返しとなりますけれども、県においては、予期していなかった埋却廃棄物があったことによって、事業継続ができなかったということで、これは錯誤無効ということでやっております。

丹澤委員

だから、錯誤無効に調査費まで入れて要求するのは別の意図があってやったのではないですかと聞いているんです。最初から錯誤無効では、無効ということは不当利得で、契約の範囲内で残っている金を返せということになってしまうんですよ。けれども、皆さんは、返してもらおうような土地を1億5,000万円も調査して、そして、何ぼでも調査していたわけだ。課長さんは法律の専門家ではないからわからないかもしれないけれど、交渉してきたわけだから。

相手方が法的根拠はないと言っているんです。錯誤無効じゃあるでしょう、認めているんだもの。でも、皆さんが10億600万円を要求したということが、そして、なおかつ相手方で法的根拠がない、明らかじゃないと言っているんだから。だけど、皆さんはこれを錯誤無効でやった。錯誤無効でやったら、裁判所は認めた。認めたけれども、返す範囲はこの額だよと言ったということでしょう。じゃ、これが不法行為に基づく損害賠償の請求だったら、どうなるんですか。

中嶋治水課長 この場合、損害賠償も考えられましたけれども、時効が3年ということでやっております。

丹澤委員 では、お尋ねしますけれども、土地を買ったのは平成13年6月ですね。これで見ると、買収の一部掘削をしたのは半年後の12月にやっていますが、既にこのときには廃棄物が埋却されていたのが判明しましたね。その後、平成14年から2年間かけて調査をしましたね。その調査をした時点で、廃棄物があって、これはだめだということがわかっていれば…。じゃ、何で時効が3年なんですか。

中嶋治水課長 ちょっと遠回しな言い方になりますけれども、河川工事においては盛り土による堤防構築が大原則になっております。堤防というのは、土でやれば、地盤と一体化しますし、工費も割と安価で、そして材料も手に入りやすい、そして、施工期間も短いということで、これは全国すべてのところで堤防は盛り土ということになっております。

今回、鎌田川においても、隣が笛吹川ですので、河川流量を拡幅するためには、どうしても田富側に拡幅しなければなりません。その場合、中巨摩地区の土地は必須となります。そして、堤防で構築しなければなりません。

したがって、廃棄物が入っていたとしても、その上でなおかつ、堤防の構築が可能かどうかを判断しなければならないということです。事務組合にある程度の埋却資料とか実績を明らかにするものが残っていれば、これほどかからなかったと思いますけれども、実際には何も残っていないため、5筆全部について、相手が廃棄物ですので、露出させてはいけない、拡散してはいけない、流出させてはいけないということで慎重に調査した結果、3年ほどの月日がかかったということです。その結果で出てきたものでございます。

丹澤委員 不法行為であれば損害賠償請求ができるから、調査費まで含めてもっと多額のものがとれたはずですよ。しかし、3年が無効だということがわかっていながら無為に時間を過ごした。これは問題なかったんでしょうか。

中嶋治水課長 調査の仕方ですけれども、まず川の方角に対してどの長さで入っているか、ボーリング調査で慎重にやってきました。その上で、今度はある程度長さを特定したところで、奥行きがどのくらい、深さがどのくらいあるかということで、時効を意識したものではなく、物理的な調査結果で3年かかったということでございます。

丹澤委員 質問が飛び飛びになってしまいますけれども、これだけの多額のものを購入するのに、そういうことも予見せず、また調査もしないで買うということは非常に疑問があることなんです。

さっきの部分にもう1回話を戻しますと、本来ならば、不法行為に基づく損害賠償であれば、残存利益の範囲内ということではなくて、まさにかかった損害の賠償をすべてしてもらえるとということになったはずですよ。それができなかったのは、皆さんの調査が長引いて、結局、請求をしたのが、撤去を要請したのは平成18年2月ですよ。ごみがあることがすぐ判明して、そして、5年間かけて撤去に至った。そして、裁判に申し立てしたのは、話を聞くと、平成23年6月、つまり債務不履行は10年で時効になりますから、時効中断をするために、そのぎりぎりの時点でやったというふうに感じられるのです。財政的に自分たちがどうなっているのかということとは考慮しなくて、この事業の計

画を立ててきたんですか。

中嶋治水課長

調査には3年かかりましたけれども、その後、ここに盛り土で堤防をつくりたいということで、調査結果でこの廃棄物があったことを認識した上で、なおかつ、堤防ができるかどうかを検証しなければなりません。一番手っ取り早いのがそれを撤去すること、そして、次はそこを封じ込めること、そして、最後の手段としてやむを得ない事情として、そこを避けることだということなのです。

先ほど御指摘のありました撤去依頼ですけれども、撤去依頼は口頭では平成14年度から組合にお願いしております。そうした中で再三再四、継続したんですがないということで、平成18年に文書で出しているということでございます。

丹澤委員

そこまで長引くほど結論をかけなければならなかったのかどうなのか。焼却灰が埋まっっていて、盛り土をすれば、当然そこは地質が弱いわけですから、堤防としては向かないということは、私たちは土木の技術屋さんじゃないからわかりませんが、一般的に考えて、灰が埋まっているところへそのまま盛り土をして堤防にすることは不向きだということは、そんな長い期間をかけなくても結論が出ると思うのだけれども、その結論が先延ばしになったことが、問題の1つだったのではないんですか。

結論を出すのに、なぜそんなに長くかかったのかわかりませんが、その結論が、焼却灰が埋まっていることはすぐわかった。その焼却灰を使って盛り土でもって築堤をすればこれはもろいということも普通、常識的にわかる。にもかかわらず、延々と平成18年まで撤去要請もしない。時間が過ぎたために、時効が成立してしまって、やむなく最後、残った錯誤ということをやった。

そのおかげで、本来もっともらえらるべきものが、これではかけた調査費すらも返ってきてないんです。何の役にも立たない1億5,000万円もかけた調査費も返っていない。土地は向こうに丸々行っているんですよ、7億3000万円分。にもかかわらず、返ってきた分は、それは残存利益だから致し方ないと思うのだけれども、そこまで至るまでが問題なかったかと聞いているんです。皆さんは不法行為で請求し直せと言っても、不法行為はもう時効が成立しています。今残っている手立ては、錯誤による無効しかありません。それで無効が認められた。認められたからどうなったかという、不当利得の返還義務が相手方に生じた。その返還義務の範囲内は、残っている金だけやればよいよ、使ったものはしょうがない。これで県民が納得できるかと言っているんですよ。その間に判断の誤りはなかったのか。

もう1つ、ここに灰が埋まっているということは知らなかったんですか。

中嶋治水課長

まず、最初の判断の誤りということでございますけれども、委員御指摘のとおり長い時間がかかっているというところは事実であります、県としては、堤防という重要構造物をつくるに際して、これまでは最善を尽くしてきたと考えております。

そして、あと1点、廃棄物が埋まっているのを知っていたかということでございますが、一般廃棄物については市町村の所管となっておりますので、一応念のために確認をして、埋まっていないということですので契約をしたものでございます。

丹澤委員

確認をしたということであれば、相手方は詐欺ということになるじゃないですか。確認をして、相手方に「埋まっていますか」と聞いたんでしょう。それ

で「埋まっています」と言ったんですよね。じゃあ、相手方はうそを言っているんじゃないですか。そうすると、何で皆さんは正当な手続をとらなかったんですか。確認されたといいますが、どのようにして確認をしたんですか。

中嶋治水課長 確認の仕方は、平成12年1月ぐらいから用地交渉に入っていますけれども、平成13年、契約になる前に最終的に職員が相手に、「廃棄物の埋設がありませんか」ということで確認をとっております。これは記録に残っております。

丹澤委員 ちゃんと正式に書面で、組合長の名前で「埋まっています」と、こういうふうになっているわけですか。

中嶋治水課長 用地記録については内部資料ですので、相手の記録にはございません。

丹澤委員 一般的には、地方公共団体は、一般人が取引するよりももっと十分な注意義務を払うべきだと言われていていますよね。それは大事な税金を使うのですから、その税金を使うときに、「埋まっていますか」、「埋まっています」、だから埋まっていますとそれで事が済むというものじゃないでしょう。

もともと焼却場の土地というのは、かつては、今のように焼却灰の埋め立てがうるさくありませんでしたから、本当に水がわくぐらい掘って、どこの焼却場もみんな埋めていましたよね。ここの地域に「埋まっていますか」と聞いて、「埋まっています」と答えて、「ああ、そうですか」と信じますか。相手方は何て言っているんですか。相手方は、「埋まっているに決まっているじゃないですか」と言っているんじゃないですか。昔は外へ持ち出せず、自分のところの土地に埋めていいですよと言っていたのだから、その土地に埋まっているなんて、普通、常識ですよ。だから、相手方だって、「埋まっているなんてことは、県は知っていたでしょう」と、そう言っているんじゃないですか。

井上県土整備部技監 廃棄物の存在については、先ほど治水課長が申し上げたとおり、用地交渉時に口頭で確認をして、埋まっていないということで契約をいたしまして、県は調停でそのことを主張してまいりました。調停で錯誤無効が認められたということは、県の主張が全面的に認められたものと思っております。

丹澤委員 そうすると、僕はさっきから言っているけれども、全面的に認めたということは、相手がうそを言っているということです。これはまさに欠陥商品を買ったということであって、錯誤無効はもともとないんですよ。それは動機の錯誤で、県はないと思って買った。しかし、相手方にしてみれば、ちゃんとした告知をしていないじゃ、それは説明義務違反じゃないですか。それを向こう側はしましたと言っているんでしょう。だから、皆さんが、いや、私たちは何の過ちもなく、「ありませんか」と聞いたなら、「ありません」と言いました。だから、私たちの意見は全面的に認められましたと。

その結果、本来ならば、10億円の損害賠償を請求すべきものが6億円になってしまい、4億円が返ってこなくなってしまったのが現実ですが、皆さんに何の問題がなければ、この金は失われなかったはずの金ですよ。皆さんが、「私たちは何の問題もありません。だれも責任がありません」。でも、結果的に県民の金が失われてしまっている。だれかがどこかで何かがあったから、こういう結果になったんじゃないですか。

今、僕がいくら皆さんに言っても、皆さんは謝ることはないと思うけれども、結果としてこれだけのお金が失われたということですから、なぜ失われたのか、

なぜこうなってしまったのか、それを皆さんが正しいと言っている限りは、いつまでたってもこういう問題は直らない。自分たちのどこに問題があったのかということのみずからちゃんと検証して、次にこういうことが起きないようにするためにはどうするのかということと言わないと、みんなが「間違いありません」、「私は間違いありません」ということを言い続けている。

かつて、横浜市立大学附属病院で患者取り違え事件がありましたよね。肝臓と心臓の患者を間違ってしまった。看護師さんは運べと言われたから運んだ。麻酔医は、心臓に注射しろと言うから心臓に注射した。執刀医は心臓を切った。ところが、みんな逆だった。みんな、それぞれちゃんと努力して仕事をしているんですよ。このような場合、だれかがトータル的に組織を見ている人がいるはずですが、個人は仕事をみんな一生懸命やっても、結果的にこの間違いになってしまった。

今回のケースも同じですよ。みんなそれぞれその時点、その時点でちゃんとやっているけれども、結果的に県民の金が4億円失われた。それをどういうふうに皆さんがここで、ここがだめだったということと言わない限り、また、いつまでも皆さんが、「私は正しい」と言っている限りは、再発防止にならないと思いますかどうですか。

井上県土整備部技監 調査費のことですが、仮に廃棄物が存在することが事前にわかっていても堤防建設のために必要な調査としてやりました。ですから、調査費は無駄ということではなくて、計画の前、後であっても、これは必要なものであったと認識しております。

丹澤委員 でも、1億5,000万円は賠償の中に入っているでしょう。入っているということは、これは買わなければやらないということでしょう。

井上県土整備部技監 堤防の計画があるものですから、仮に買収できなくても、ここの土地が果たして堤防として使えるかどうかという調査はしたはずですよ。

丹澤委員 僕は今日ここで皆さんにただしたかったことは、こういう問題はどこに問題があったのか、今後こういうことが再発しないためにはどうしたらいいのかということ、ここで皆さんに話を聞こうと思いましたが、いくら話をしても、皆さんはすべて正しいということと言っているだけで、どうも食い違って話がかみ合わない。

それじゃ、先ほど1億5,000万円は妥当だと言っていました、先にやったほうがよかったです。どうせ使うのだから、先にやれば金を失わなかったんですよ。

皆さんは、そういう調査は他人の土地ではできないと言うのかもしれないけれども、これはだれが見てもおかしいと思う。その土地を買ってから調査して1億5,000万円必要だったというけれども、それじゃ、先にやったほうがよかったですかもしれない。

どうですか、部長さん。こういう問題は、部長さんがちゃんとしっかりと検証していく必要があると思います。今まで課長さんや技監さんのお話を聞いていると、全く問題がないという姿勢を貫く限り、これは直らない。本来なら、10億円もらうべき金が6億円しか返ってこないのですから、4億円失われていると私は思うわけですが、それについて、これは全く問題なかったのか、今後これをどうしていくのか、部長さんのお考えをお聞きして終わりにします。

酒谷県土整備部長 この鎌田川の河川工事に係る調停につきましては、我々は鎌田川の治水対策を行う上でどうしても買わなければいけない土地だということで、平成13年度から土地の買収を行い、工事を進めてきたわけでありまして。

そういう中で、廃棄物が埋まっていることがわかり、その当時、今の堤防方式というか、土堰堤の方式が原則でありますから、どうしてもそれをしなければいけないということで、どのような方法で廃棄物の埋まっているところを処理すればいいのかということを検討してきました。1つの方法として、今回提案させていただいた、川の断面を買わなくて済むような方法も検討してきたわけでありまして。ただ、それはぎりぎりの選択であったのかもしれませんが、3年という中ではそれがまだ結論に至らなかったということでありまして。

そして、10億円を要求させていただいておりますけれども、これは錯誤無効ということであり、それに調査費分を加えて損害賠償ということで請求をさせていただいております。今回、調停で6億円になったという話でありますので、我々はその調停委員会でのやり方が妥当だと判断しております。そういう意味で受けようと判断をしたわけでありまして。

丹澤委員 部長さん、お言葉ですけれども、僕はこの6億円が問題だと言っているわけじゃないんです。6億円に至るまでに県がやってきたことに問題があるんじゃないかと言っているんです。僕はこの6億円の解決金を破棄しろとか、認めないと言っているんじゃないですよ。6億円になってしまったことに、今までの対応に問題があったんじゃないかと言っているんです。

酒谷県土整備部長 何度も繰り返すようで申しわけありませんが、我々としては、土堤のタイプが一番いいと思っておりましたので、その方法が実現するような方法による解決を探していたわけでありまして。そのためには、組合のほうにもいろいろと働きかけをしておりましてし、我々もごみを埋まっている場所を特定しながら、どのような形がいいのか検討してきたということでありまして。

討論 なし

採決 全員一致で可決すべきものと決定した。

※第80号 契約締結の件

質疑

中村委員 国道140号の関係でお聞きしたいんですが、これは一般競争入札だよね。一般競争入札としては金額があまりにも大きく、そしてJVだということですが、何社が参加をしているのか教えていただきたい。

石原県土整備総務課長 1JVの応札でございます。

中村委員 一般競争入札でJV1社なんて、過去にこういう例はあるんですか。普通は考えられない。

大久保道路整備課長 今年の2月議会で契約の締結について上程されました吉田河口湖バイパ

スの吉田側の工事で1JVというのがございました。

中村委員

一般競争入札にした経過というのは、いろいろ問題があったからこういう形をとってきたわけでしょう。本来ならば、一般競争入札じゃなくて、指名競争入札という形を前はやってきた。しかし、いろいろ問題があるから、一般競争入札を取り入れられて最近是非常に多い。これはわかります。

ただ、このような大きい工事を組んでいながら、1社しか参加しないとなると、それはちょっと不思議なんですよ。今、仕事が少なく、業界が非常に厳しい状況の中でこういうことが起きることは本来であれば考えられない。そう思いませんか？土木部長にしても、技監にしても、その辺どうなんですか。1社だけなんて、こんなことはおかしいよ。何でこんなことが通るの？土木業界は厳しいんだから、そうでしょう？

入札価格については事前に公表しているわけでしょう。そうじゃないの？

上田県土整備部技監 中村委員のおっしゃるとおりでございますけれども、我々として、一般競争入札にした理由は、競争力を高めたいということがございまして導入したところでございます。我々がチェックしているのは、例えばJVにするとか、参加資格が何十社ぐらいあるか。参加可能が最大でどのぐらいまであるかということをチェックした上で工事の条件をつけているところでございますが、結果的にはこういうことがたびたび起こっている状況でございます。

これから先は、私の推察でございますけれども、企業も技術者を抱えているのが非常に大変だと思うんです。厳しく取れるものを取っていきたいということではないかと、これはあくまでも私の推測で申しわけないのですが、自分のところの技術者がいなければ仕事はとれないわけですから、条件の中でそういうことをいろいろ勘案する中でこういった事態が起きているのではないかと思っています。

ただ、これは当然、委員がおっしゃるとおり、課題であると思っておりますので、これからまたどういうふうにしてこういうことを直せるかどうかも含めて、検討していきたいと思っております。

中村委員

技監、これはやっぱり県土整備部全体として検討していかなければまずいと思うよ。入札価格を事前に公表するということは、積算をしなくても、積算する能力があるなしにかかわらず、それはどういうことかということがやっぱりわかる。業界としてみても、そういうふうにしてもらったほうが助かる。だから、価格を事前に公表するんじゃないんですか。事前に価格を公表するということはどのように思うの？

上田県土整備部技監 価格の公表については、山梨県では主なものを事前に公表をしています。一部ではしていないということでもあります。それはいろいろな課題があった中で、将来どうやっていくかという過去の経過の中で、透明性の確保の観点から、事前に価格を公表するというところでございます。今後、それがどういうことになっていくのかということは、当然、注意深く見ていく必要がありますけれども、価格を公表したから業者が楽になるということは……。

中村委員

いやいや、さっきの答弁がそういうふうに聞こえたから、そういうふうに聞いたんだよ。じゃ、そういう答弁じゃないわけだ。さっき、僕は答弁がそういうふうに聞こえたから、今、質問したわけ。そうじゃないんだね。

上田県土整備部技監 これは問題があれば、当然、直していくという方向で考えなければなら
ないと思っています。

中村委員 そういうことであればわかるよ。だけど、今後この問題は検討しなければだ
めだよ。一般競争入札も指名競争入札もいろいろ問題が生じたという歴史的な
経過の中でこういうことをやった。そしてJVを組んだら、1社しか指名参加
をしなかった。それじゃ、おかしいと思わない？こういうことは県土整備部全
体で今後考えていかなければいけないよ。その辺はどうなんですか。これを放
置しては本当にだめだよ。

酒谷県土整備部長 今、中村委員が言われたようなことは、以前から指摘をいただいております
して、我々としても非常に難しい問題だと思っております。

まず、入札指名参加業者をふやすという方向では、地域要件を緩和していく
というようなこともやってきており、また入札監視委員会という第三者が入っ
ている委員会の中でも、委員から、どういうふうにすれば指名業者数をふやす
ことができるのかという意見をいただきながら取り組んでいるわけでありま
す。

しかしながら、指名競争入札から一般競争入札に移った経緯というのはある
わけであります。一般競争入札の場合は自由に参加でき、ある程度自由なこと
であり、そのやり方を基本としながらいかにやっていくかと、それについては
今後も検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第81号 契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第85号 県道の路線廃止の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(橋梁の長寿命化について)

渡辺委員 1点だけ、橋梁の長寿命化についてお伺いしたいと思います。道路管理課で所管していると思いますが、まず山梨県で所管している橋の数はどのくらいあるのか教えてもらいたい。

鈴木道路管理課長 現在、山梨県で管理しております橋梁は1,798でございます。

渡辺委員 橋は大変な経費がかかることから、1つの橋をかけるのも大変なことですよね。そうした中で、今、国でも10年間で防災、あるいは緊急を含めて橋を直していこうという方向性で始まっています。直ちに直したい、あるいはもうすぐ手を入れなければならないということがありますけれども、この1,798の橋の中で、老朽化しているという区分けみたいなものはできていますか。

鈴木道路管理課長 県では、平成21年に橋梁の長寿命化実施計画を策定いたしました。そのときに橋梁の点検等を行ったわけでございます。老朽化しているといいますか、その中でいろいろランクづけをしておりますけれども、これらの結果、長寿命化をしていかなければならない橋梁が963橋ございます。

これらにつきましては、計画的な修繕を行って寿命を延ばしていくことを考えております。

渡辺委員 国では10年ということで計画が想定されるわけですが、県としてもこの963を含めた橋の長寿命化に取り組んでいく期間はどのぐらいを想定していますか。

鈴木道路管理課長 ただいま申し上げました長寿命化の実施計画に基づきまして963橋進めていくわけですが、やはり10年でおおむねこれを何とかしたいと考えております。

長寿命化につきましては、計画的に修繕していきますので、10年で終わるというものではございませんが、その中でも橋梁の耐震化については重点的に進めていくということで、今、申しました963橋につきましてはおおむね10年で完了に向けてやっていきたいという目標でやっております。

渡辺委員 あと、気になるのが予算ですが、どのぐらいの予算を想定されているのか、わかったら教えてもらいたい。

鈴木道路管理課長 今申しました耐震補強といったものに必要な予算でございますが、当時、長寿命化計画をつくりましたときにおおむねの試算をいたしまして、それによりますと、約10年間で250億円の予算が必要だということになります。

渡辺委員 250億円ということですが、我々の直感でいえばかなりの金額だと正直感じるわけです。1つの橋をつくるのに、さっき鎌田川が30何億、これは特別でしょうけれども、相当かかるということです。私が地元を回ってみても、非常に橋はかけたい地域があるんです。

例えば、国道413号の道志川の沿線に支流が流れているその橋を、神地橋と言われているようなものがありますけれども、何とかしてかけかえてもらい

たいのだが、やっぱり迂回路をつくったりとか、耐用年数などといろいろな理由があって、なかなか現実的には橋のかけかえというのは、膨大な予算がかかったり、手間もかかったり困難であると思っているわけです。

また、雁坂トンネルへ現地調査をしたことがあるんですけども、橋というのは大体、一番悪い地形の、大変厳しいところへかけてあるのが普通ですよ。そうしたことを考えたときに、新設の橋をかけることは至難のわざでもありますので、いわゆる耐震化、防災を含めて、この250億円という金額も大変ですけども、何とか長寿命化に本当に力を入れてぜひ取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、その辺はどうですか。

鈴木道路管理課長 10年間で250億円という金額が必要でございます。公共事業につきましては削減という方向もございまして、やはり委員御指摘のように、防災上、道路や橋梁の耐震化は重要だと考えており、毎年度、これに見合う金額、10年で割りますと25億円程度は何とか確保して進めてまいりたいと思っております。

(公共工事の残土処理について)

皆川委員 公共工事の残土処理について聞きたいんですけども、新聞などの報道によりますと、土地開発公社の大塚地区拠点工業団地の造成工事につきまして公共事業の残土の埋め立てがされているということですが、その状況を説明してもらえますか。

内田技術管理課長 今、委員からお話がありましたように、大塚の工業団地に建設残土が運ばれているような報道がされております。建設工事に伴って残土が発生するわけですが、これについてはほかの工事等に流用して、有効に活用することで取り組んでいます。

こうした中、平成10年から平成15年にかけて、峡南地域及び峡東地域の建設発生土の処理をするに当たって大塚の工業団地を造成することが必要だという情報がありました。この情報を得た上で、土地開発公社と協議をしまして、一部の工事の建設発生土を当該工業団地に搬出しまして、活用を図っております。どんな状況だったかという点につきまして、今、詳細な調査を開始したところで、現在調査中という状況になっております。

皆川委員 調査中と言ったけれども、具体的にどういう調査をしているわけですか。何か幾つか線を掘ってやっているところちょっとニュースで見たんですけども。

内田技術管理課長 現地では、一定の間隔で縦の方向に筋堀を行って、その状況を確認しております。現地で土地開発公社と施工している会社がやっているわけですが、県土整備部としましては、まず建設残土を運んだ工事が、いつ、どこの工事であるかということ調査しております。また土木工事でどういう残土処理をしているかということ、それから土地開発公社とどういう打ち合わせの協議をしているかということも現在調査している段階でございます。

皆川委員 調査中と言われるとこれ以上質問できない感じですけども、報道によると、土の中から瓦れきですね。ビニールハウスのものか何かの汚れたビニール、あるいは材木の破片などいろいろな物が出てきて、あんなことはちょっと考えられない。まして公共工事の残土の中にまぎれ込むなんてことは不思議でならない。だけど事実出てきたんでしょう？この辺、どういうわけか説明してください

い。

内田技術管理課長 現地において、瓦れきと今、委員のおっしゃったような物が出ていることは確認してございます。建設工事、土木一般は、公共工事だけではなくて、民間の工事においても、発生した廃棄物についてはちゃんと分別をして、それをリサイクル法や廃棄物処理法などいろいろな法律がございまして、こういった法律にのっとって処理するというのをずっとやっております。

今回、造成地でそういったものが出ている状況があるんですが、公共事業から出るものについては、工事の監督、最終的な検査マニュアルなどいろいろございまして、さまざまな形で厳しく検査をしております。我々の出している公共残土からそういうものが出ることは考えられません。

今、いろいろ工事を特定しており、その中でいろいろな写真がございまして、まだ全部を確認しておりませんが、今確認しているものの中には、瓦れきや木などが入ったものはございません。

皆川委員 今、ないと言い切ったよね、あり得ないと。公共工事の残土処理は、一般的にどういう処理をしているんですか。何でも埋め立ててしまっているわけじゃないのでしょうか。

内田技術管理課長 公共工事の場合、残土は工事間で流用することもやっていますし、それから、県でつくっている残土の受け入れ地に入れる場合もあります。それから、公共残土のいわゆる処理場と指定しているところがありまして、いわゆる残土捨て場、工事ではなくて、残土だけを捨てるというところもあります。

一般的にもとの建設発生土が出る工事から搬出をして、使う工事へ持っていきます。今度はそちらの工事を使う目的に合わせて使っていただくのが一般的であります。

それから、残土処理場みたいなのは、県で直接管理しているようなところでは、残土を持っていき、それをならず、残土の処理という歩掛かりがございまして、それは平らにならずというようなやり方でやっています。それから、将来的に大きな盛り土工事があるといった場合は、仮置き場が用意してございまして、そういうところでやはり管理上、ちゃんと山にして次の工事に備えるという意味で、やはり整地をして保管をしている状況でございまして。

皆川委員 今話を聞いていると、瓦れきがまざる余地がない感じがしますがけれども、おそらく運び込んだ残土とは別に、これは推測だけれども、夜あたりに、誰かが勝手に不法投棄して、それがまぎれ込んでという見方もできるわけですか。

内田技術管理課長 現地において、先ほどもお話ししたような筋掘りをしてどういう物が出てくるのか、恐らくビニールやタイヤ、空き缶、それから木のかげらだの、破片等が出てくると思います。それについても、私どもが工事に出した場合は写真があり、確認は大体とれますので、その写真の中には、今のところそういうものは入っていません。まだ幾つか工事がありますから、見ていきますけれども。

そういったことを土地開発公社といろいろ話をさせていただき中で、一つ一つ公共残土の中にはなかったということをこれから順次確認をさせていただき方向で今、考えています。

皆川委員 これ以上は土地開発公社の話になってしまうので、ここではやりません。大体わかったので了解しました。

丹澤委員 1点だけすみません。あそこはストックヤードだったんですか。それとも、公共残土で埋め立てをしてもいいよ、土地造成をなささいというような指示だったんでしょうか。

内田技術管理課長 先ほど、今、調査している内容の中でもちょっとお話しさせていただきましたが、建設残土を運び入れられるところには運び入れております。平成10年、古いものは十四、五年前になるんですが、そういった事業の協議内容を今、書類を探し、公社とこれから打ち合わせをする中で、土を一般的には敷きならし、平らにするだけで、造成するという場合はそれを転圧し、いろいろ地盤を安定されるようなことまで含めてやるのが造成工事になるわけですが、そこまでそういう協議をされていたかというところを確認して、協議書を探している状況です。

丹澤委員 そうすると、県土整備部のほうでは、あそこへぜひ置きなさいよと、置き場ですよということなんですね。でも、あそこはもともとハス田ですよ。ハス田へ入れるということは、ずぶずぶのところだから、いずれ何かを入れなければ、車は入っていきませんよね。そうすると、それは造成じゃなく、仮置き場でもないわけですか。あそこへ埋め立てなければならないわけですよ。それは造成になるんですか。仮置き場として土をどんどん入れ込めということですか。

内田技術管理課長 そこはまだはっきりしません。1つ私どもが言えるのは、建設残土を造成の埋め立てる盛り土材に使っていただけるということの協議がありますから、それで、建設工事から出ている残土を使っているのは事実です。ただ、それをどういう形で現地の造成工事につなげていくのかということですよ。

たまたま、あそこは1期、2期と大きく分けてやっておりますが、工事の時期とか、どの辺に建設残土を入れているのかということについては、まだはっきりしておりません。ちょっと時間がかかるかもしれませんが、今、調査をしているところです。ですから、私どもでは今のところ、盛り土材を運んで、その盛り土材を造成工事ですべて使ってもらったというようなこととしか、今のところはまだはっきりとわかりません。

(富士山世界文化遺産登録における環境整備について)

早川委員 知事の所信にもあった件ですが、富士山の世界文化遺産登録におけるその環境整備について伺います。

数カ月後に迫ったイコモスの現地調査に向けて、構成資産に対して、ガードレールを景観に配慮して茶色にする整備とか、除草を一生懸命やっていたと伺っています。この前も知事や部長が現地を視察なされたということで、実は、私自身も一、二回、現地を見てきて、写真も撮ってきました。

もちろん、取り組みが進んでいるところもあるんですけども、残念ながら、構成資産の周りは現地の人でなければわからない状況だとか、構成資産から構成資産に向かう間の道路や歩道のひび割れがまだ目につきます。また、所管が警察なのか、県土整備部なのかかわからないのですが、道路の区画線などについてもほとんど消えているところも見受けられます。こういったことも連携をとっていただく中で進めていただきたいところです。

地元の人からは、イコモスの現地調査に向けた懸念や心配の声も聞かれます。ここでは個別の道路に対して、ここはどうだ、ここはだめだということは伺い

ませんが、今後、県土整備部としてどのような取り組みとか準備を考えられているのか、まずお伺いします。

鈴木道路管理課長 富士北麓地域につきましては、今、委員がおっしゃられましたように、富士山の世界遺産登録に向けて環境整備をしていかなければならないということで、特に本年8月にはイコモスの調査が来るということで、我々もいたしましても環境整備に努めてまいっているため、これまで現地調査も行ってきたところでございます。

その中で早急に対応が必要な箇所をいろいろ選び出したところで、舗装につきましては5カ所1万2,000平方メートル程度、ガードレールにつきましては8カ所で約8キロメートル、それから区画線につきましては13カ所約37キロ、除草につきましては9カ所で2万4,000平方メートル、その他に標識が壊れているといった箇所を抽出いたしました。これらの箇所につきましては、これまでも一部着手してございますが、残りにつきましては8月の調査までには何とか完了をさせたいと思っております。

それ以外にも悪い箇所もございまして、緊急度などを勘案しまして、順次整備を進めていきたいと思っております。

早川委員 もちろん予算には限りがありますので、できる部分は警察や市町村と役割分担をしっかりと、こっちがこうだとか、あっちがどうだとかじゃなくて、しっかりと連携をとっていただきたいと思っております。

また、構成資産の周辺の景観として、民間の派手な看板とか、老朽化した看板がまだまだやはり目立ちます。民間だからなかなか難しいということではなくて、まだ時間があるので、個人や民間への協力要請を地道に粘り強くやっていただきたいと思っております。現地でも本当に粘り強くやって、今まではちょっと無理だったものが解決に向かっていくケースもあります。

そして、屋外広告物撤去の周知を地域全体の広報、PR、チラシなどを各自治会で各戸に回覧を行っているという聞き取りました。ただ、現状においては広く周知されているとはいえない状況だと思っております。例えば、観点を改めて、商工会とか各業界にもお願いしてみるとか、もっと効率的に周知を図って、自発的な行動を促すことも必要ではないかと思うんですけれども、その点について伺います。

山口美しい県土づくり推進室長 屋外広告物につきましては、本年度、監視員を増員して体制を強化しており、地元の市町村の協力も得ながら、是正や適正化に取り組んでいるところでございます。

また、屋外広告物制度の周知につきましては、昨年からは県や市町村の広報への掲載やチラシの各戸回覧など行っておりますが、今年度も引き続き、回数をふやしながら、広報への掲載やチラシの各戸回覧を行い、繰り返して制度の周知を図っていきたく思っています。また、広告主への周知を図るために、商工会、医師会、各種業界に対して、地域ごとに制度の勉強会を実施して周知していきたいと考えております。実際に甲府商工会議所などでは実施をしているところもございまして、また、県のホームページにも屋外広告物制度の詳細を掲載しております、こういう形で周知を徹底していきたいと考えております。

早川委員 今、構成資産周辺の案内看板は統一する動きがあると伺っています。県道まではあるけれども、その先から途切れてしまうなどもないところがあり、連携とか統一性がまだ不十分だということも見受けられます。それ

はまだ景観計画がつくられていない市町村があるということですが、県として、市町村への助言とかサポートを行って、もう少し統一したサイン計画をできる限り進めていくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

山口美しい県土づくり推進室長 サイン計画につきましては、平成17年に市町村や観光協会、商工関係者の意見を聞きながら、山梨県観光案内サインシステム基本計画を策定して、約3年かけて、県管理の道路の標識を統一して整備してきた経緯がございます。このときには実は市町村では合併の動きもありまして、県に連動したサイン計画は限定的なものでございました。

しかし、現在は景観計画策定が進んでおりまして、サインに関する住民の皆さんの関心が高まっている中で、幾つかの市町村では、もう既に市町村のサイン計画を策定中のところがございます。県の観光サイン計画は広域的なエリアから主要な地点を案内するもので、また自動車利用者が主な対象でございます。これに対して市町村のサイン計画は、県の広域的な案内を補完して、また歩行者や自転車など、きめ細やかな整備をすることが望ましいと考えておりますので、県の観光サインのシステムを市町村に情報提供して、市町村のサイン計画の策定に協力してまいりたいと考えております。

早川委員

最後になりますけれども、派手な看板や老朽化している案内看板を整備するのに、市町村や個人、民間などに経費をすべてかけて撤去しろとか、整備しろということではなかなか進まない部分があると思います。そこで県は、景観形成モデル事業費補助金制度が昨年創設されたと思いますが、河口湖とか山中湖の清掃で使われたという実績を聞いております。問題は対象とならない景観形成モデル地区から外れている構成資産や緩衝地帯の景観形成であり、そこについてはどのように進めていくお考えかお伺いします。

山口美しい県土づくり推進室長 景観形成モデル事業につきましては、昨年、山中湖の旭日丘地区、忍野村の新名庄川地区でモデル事業の補助金を活用して事業を実施しております。山中湖では老朽化した建物や廃ボートの撤去を行い、忍野村では物置や看板の撤去及び景観にマッチした案内看板の設置を行っているところでございます。両地区とも、老朽化した看板や派手な看板について、住民の皆さんの見直す機運が高まっておりまして、住民の方々は現在、周辺環境にマッチした看板への立てかえや看板の色の塗りかえ等を検討しているところでございます。

委員のおっしゃられたモデル地区から外れているところについての考えでございますが、モデル事業は景観計画策定の市町村を対象にしておりまして、景観計画を策定していない市町村には適用できないわけでございます。景観づくりには、地域の皆様の合意形成など息の長い取り組みが必要でございまして、いまだ景観計画に取り組んでいない市町村に対しては早急に着手を促すとともに、景観づくりに関心のあるNPOや地域の皆さんに対しては、モデル地区の先進的な事例を情報提供して助言していきながら、景観づくりの機運を盛り上げていきたいと考えております。

早川委員

これは自分の考えですが、通年予算ということではなく、特別予算をとっていただきたいと思っております。いずれにしても、世界文化遺産登録に向けて、これをしてあげればよかったということがないように、限られた予算の中で、最大限実行していただくことが重要ですが、また世界文化遺産登録に限らず、その先も将来に向けて計画をしっかりと示すとともに、以降の施策、地域

にもしっかりと計画が示せるような計画づくりに努めていただくことをお願いして、質問を終わります。

(休 憩)

(都市公園におけるトイレの整備について)

木村委員

公園のトイレについてですけれども、先ほどから国文祭や富士山の世界文化遺産登録のこととか、観光地のことなどでトイレの話が出ております。新聞などでは市町村でも2,000万円ですか、和式を洋式にするとか、手すりをつけるとか、段差をなくすなどの整備をするという記事が載っていました。

たまたま私の知り合いで、甲府市の方ですけれども、公園のトイレに入って、そこで倒れたというか、和式で立ち上がれなくなり、助けてほしいという状況だったらいいんですが、ドアが内側のドアで、外側からうまく入れなかったということで大変苦労されたという、これは実際の話ですけれども、そういうことがありました。甲府の建具協同組合では工賃無償で手すりを取りつけ、ドアなども直すということも年に1度はしているようではあります。

そこで、この委員会にも関係するスポーツ公園などにおいても、同じような不具合があるのではないかと心配されますが、まず、公園内における和式と洋式のトイレの現況についてお伺いしたいと思います。

市川都市計画課長 ただいまの木村委員の御質問にお答えをさせていただきます。現在、所管する12の都市公園につきまして、トイレが延べ83カ所ございます。その中に個室のブースが845ございまして、内訳としては和式が427、洋式が332、障害者用が約1割の86です。割合としましては洋式が今現在44%程度ということになっています。

木村委員

現況はわかりました。では、それを改修していくというお話も伺っていますけれども、今後それをどのようにされるのかお伺いします。

市川都市計画課長 現在、都市公園につきましては、防災機能強化による都市公園の整備事業を随時手がけております。例えば、ことし、工事を行うところは、小瀬スポーツ公園や富士川クラブパーク、あと、ことしから新規に計画をつくっております曾根丘陵公園、笛吹川フルーツ公園等がございます。

この中で、防災機能強化とあわせて、従来の古い施設について施設改修を行うことが補助で認められているトイレの改修につきましても、委員から御指摘がありましたように、やはり利用が、少々古い公園につきましてはほとんど和式だという状況の中で、随時、洋式へ変更する改修を行っております。ただ、どうしても和式の利用も一部ございまして、そういう御要望もございまして、一部残しながら、洋式への変更を行っている状況でございます。

ちなみに、小瀬スポーツ公園のことしの予算で行っていく部分でございますが、和式を30削って、新設も含めて洋式を39ふやしております。これによって、小瀬スポーツ公園だけですけれども、割合として約6割が洋式になる状況でございます。

木村委員

わかりました。さっき44%とおっしゃったので、これを5割には何ともしてもほしいと思いましたが、とりあえず小瀬スポーツ公園が6割ということなので、今後もこういう形で整備をお願いしたい。

先ほど言いましたが、細かいことですが、手すりをつけるということ

もやっぱり立ち上がったるときには利用者にとって楽ですし、新しくつくるところは必ずつけてほしいと思います。外開き、中開きについても場所によって大変でしょうけれども、外開きということを基本的には明記しておいていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

市川都市計画課長 まず、扉のお話でしたが、一般的なお話をさせていただきますと、家庭用は通常、外開きで、公衆用は内開きが一般的でございます。これは外側を行き来している方がどうしてもおりますので、そういった状況になっております。実は洋式に変更するとき、扉が内側に開かなくなる場所やブースが狭いところもございますので、そういったところは仕方なく、外開きにしておりますので、結果的には今、外開きがふえてしまっている状況になっております。

もう1点、手すりのお話でしたが、現在、改修につきましては、先ほど言い忘れましたけれども、洋式については全部手すりをつけるということで実は計画がされております。委員から今お話がございましたので、和式についても、そんなに高いものではございませんので、検討させていただきたいと考えております。

(県道甲府市川三郷線の歩道整備について)

塩澤副委員長 細かい地域のことで申しわけないのですが、昨年9月定例会の一般質問の際、県道甲府市川三郷線の歩道整備について質問をさせていただき、そのときは、地域の地権者の合意があれば動くと言った部長さんから御答弁をいただきました。その後、県の担当者と町の担当者が協議を重ねて、ある一定の部分から進めなければなかなか難しいということなので、一定の区間を定め、地域の皆さんや町の担当者が地権者のところに相当足を運び、測量の同意をいただいたという話を聞いておりますが、皆さんは御承知でしょうか。

鈴木道路管理課長 県道甲府市川三郷線の歩道整備につきましては、今、委員がおっしゃられましたように、建設事務所からも測量の同意を地元からいただいたと聞いております。

塩澤委員 同意をいただいたということは、また一步、次に進んでいくのかなとも思いますけれども、今後どういった取り組みをされていくのか、その辺はどうでしょうか。

鈴木道路管理課長 測量の同意をいただいたということでございますので、早速、本年度に測量を行い、歩道整備の設計を行っていくこととなります。その後、設計が終わりましたら、今度はどの程度用地が必要なのか調査をいたします。用地面積等が確定した段階で、地元の方々の説明会を開催して、その後、用地交渉に入っていく。それから用地がまとまりましたら、工事を進めていく流れとなります。今ここで、いつまでということはまだ状況がわかりませんが、今、御説明した流れにより進めていきたいと考えております。

塩澤副委員長 地域の役員さんや町の担当者などが相当苦労してやっていることなのでぜひ、町と連携していただき誠意ある説明をして事務を進めていただきたいと思います。

もう1点、今回の6月定例会の一般質問の中で、すぐできる交差点事業ということで質問をさせていただいたのですが、そちらのほうも、地権者の同意を相当もらっていると聞いていますけれども、その辺はどうでしょうか。

大久保道路整備課長 昭和町内の交差点改良ですが、これまで道路の構造規格に沿って比較的大規模に改修をしてきましたが、それだと事業費も期間もかかります。

もう少し軽微にできないかということで、平成22年度から、従来の交差点改良の方法に加えて、隅切りと言って、隅部を切るだけで曲がりやすく見通しをよくできます。それから右折レーンを導入する場合に、これまでは2メートル50センチメートル以上の確保が必要だったのですが、弾力的な運用ということで、普通車1台程度が滞留して直進車を待てるというように簡単に施工できる方法を取り入れて平成22年度から事業を進めております。

昭和町内におきましては、平成22年度、平成23年度に3カ所の隅切り、また右折レーンの設置を終わりました。右折レーンについては、山梨大学医学部附属病院の入り口交差点、あとは教習所付近でございます。

それから、今年度に中央自動車道と交差しております押越立体の交差点の右折レーンの設置について公安委員会と協議を進めております。それが整い次第、詳細な測量や用地の交渉に入りたいと思います。それ以外にも、今年度、5カ所ほど隅切りの工事を準備しており、できるだけ速やかに地権者と交渉を行って、準備が整い次第、工事に入りたいと考えております。

塩澤副委員長

どうもありがとうございました。地権者の皆さんから「いいよ」と了解を取ってから工事が完成するまで、相当長くかかってしまっているの、地権者の皆さんが、「どうなっているのかな、せつかくいいと言ったのに、なかなか声もかけてくれないけれど、もうやらないのかな」といったこともしばしば耳にするので、ある程度のスケジュール等を示して連絡していただければスムーズに行くと思いますので、その辺をまたよろしくお願ひしたいと思います。

(県営住宅の整備について)

それと、あと1点よろしいでしょうか。本会議の一般質問の中でも県営住宅の整備について質問をさせていただきましたが、設備については長寿命化を図り、今後やっていくという御答弁をいただきました。長寿命化は大体70年ぐらいという話も聞いておりますけれども、設備面に関しては、どのぐらいの耐用年数を考えているのか、まず伺います。

松永建築住宅課長

県営住宅の設備に関する耐用年数についてお答えいたします。給水設備あるいは排水設備、いわゆる排水管等につきましては40年ぐらいだと思っております。それから受水槽に関してはおおむね30年が耐用年数だと考えています。

塩澤副委員長

聞くところによりますと、県営住宅が7,000幾つある中の4,000数百戸ぐらいですかね、昭和40年代の後半ぐらいに建てられたものが相当あるのではないかと思います。その年代に建てられた建物はそろそろ40年に近づいており、水回りの不備などいろいろと支障を来していると、住んでいらっしゃる方々からそういった声を聞くわけです。

上水の場合、水が茶色く濁ると、やっぱり口の中に入れ、体内に入るということで、比較的早い対応により全面的な改修をやっていただいているという話も聞いております。ただ排水面に関しては、なかなか全面的にやっていないという話を聞いております。1回、排水が漏ってしまいますと、上水の水と違って、住んでいる方は流したほうも、あるいは被害を受けたほうも相当嫌な思いをするということで、訴えられている方が多くいらっしゃるということです。

個別に対応するとなると、あっちをやったり、こっちをやったりというよう

なことになるんですけれども、個別に対応する場合、1戸当たり1回当たりの修繕費はどのぐらいかかるのか、あるいは1棟やるとどのぐらいかかるのか、教えてください。

松永建築住宅課長 いわゆる排水につきまして、これを1戸当たりでやりますと、いろいろな条件もございますので、おおむねというお答えになりますけれども、台所やトイレ、あるいは洗面所、ふろ場の排水ということもありますけれども、場所ごとにどこにあるかということによっても違うわけですが、ざっくりとしたことで恐縮ですが、おおむね1戸あたりそれぞれ10万円くらいの金額がかかると考えております。

塩澤委員 ある程度の金額がかかってしまうことはやむを得ないとは思いますが、金額云々よりも、やっぱり住んでいる人たちの気持ち、上水とまた違った部分で生活していく上での一番基本的な部分だと思いますので、修繕時期に当たっているということで、この部分に関しては早期に全面的にやっていただきたいと思えます。

計画に沿ってということだと思いますけれども、今後の見通しをどのように考えているのか、教えてください。

松永建築住宅課長 修繕料は、先ほど1戸当たり10万円とお話をさせていただきましたが、県営住宅は4階建てや5階建てが多いので、5階建てにすれば30戸程度でございまして、1棟当たりになると、例えば台所の排水ですと300万ぐらいの修繕費ということでございます。

それから、計画でございまして、先ほど委員もおっしゃったとおり、昭和40年代から50年代にかけて、相当多くの県営住宅を集中的に整備いたしました。40年代の後半ですと築後40年を経過したということで、先ほど申し上げたとおり、いわゆる台所の排水等は、改善工事を団地全体、建物全体でもってやっていくという計画でございまして。ただ、該当する団地も多く、それらの団地の状況を見ながら、具体的な工事内容あるいはスケジュールについて、これから十分検討してまいりたいと考えてございます。いずれにしても、40年近く経過しているものは、排水等の改善工事をすべき団地という認識でございまして。

なお、その間、排水管等の漏水が生じた場合につきましては、これは緊急性が高いものでございますので、入居者の方にご不便をおかけしないよう、今までどおり個別に改修を行ってまいりたいと思えます。

塩澤副委員長 個別の改修も速やかにやっていただけるということですが、先ほども申し上げましたとおり、生活環境を第一に、安心して暮らしていけるような対応を早期に実施していただきたいと思えます。ぜひ、そのところは住んでいる方の気持ちをくんでいただきながら、やっていただきたいと思えますけれども、どうでしょうか。

松永建築住宅課長 委員の御指摘の内容を十分受けとめまして、最善の努力をしてまいりたいと思えます。

木村委員 関連して県営住宅のことでお聞きします。たしか、報道によると、所得の高い人が県営住宅に入居しているということが幾件もあったことを思い出しましたが、その方たちの処分はどのようになっているのでしょうか。

松永建築住宅課長 県営住宅は、住宅に困窮する低額所得者のための住宅ということで、いわゆる住まいのセーフティネットと言われるものでございます。

昨今ちょっと話題になりましたのが、入居できる階層がゼロから15万8,000円ということになります。何年か住んでいるうちに、いわゆる給与所得が上がる、あるいは一緒に同居している奥さんなどが収入を得るといった中で、世帯としては少し上がってくる場合がございます。

上がる場合も、ものすごく上がる方と真ん中の方という、高額所得者とその下の収入超過者と言うんですが、高額所得者については、法令上もこれは明け渡しの義務があるということで明け渡しを求めております。その結果、最近でも何十人かの方が出ておられますが、病気とか、あるいは近々家を建てるといった理由、それから退職が間近だといったように、さまざまな理由がございます。そうした場合には申し出をしていただいて、退去を延長するというシステムにしてございます。そういうことがない場合は、時間を切って、期限を切って出ていただく形で要請しているところです。

それから、収入を超過した高額でない方については、法令上は、これは明け渡しに努めるといふ、いわゆる努力義務ということでございます。これは、「あなたは収入が超過していますので、明け渡しに努めていただきたい」という文書等で退去を促している状況でございます。

木村委員 退去を促していると言いますが、私は居座っているのかなと思うんですが、いわゆるグリーゾーンの部分もあると思いますが、毎年確認はしているんですか。

松永建築住宅課長 県では毎年、入居者の収入を調査しております。その調査結果において、少しオーバーした収入超過者であるのか、あるいはたくさんオーバーした高額所得者であるのか判定をして、それぞれ適切な御案内をさせていただいているところです。

木村委員 では、今回、超過した方々は何年もほっとしているのではなくて、この1年の間にふえた方々だということですね。

松永建築住宅課長 もう少し細かく言いますと、高額の方は、5年以上住んでいて、最近の2年間で一定の基準を超えている収入のある方です。したがって、1回高額になっても普通に戻る場合は、また2年間猶予があるシステムになっています。

現在、収入超過者は480人ほどいらっしゃるんですけども、この方々は3年以上住んでいて、収入が規定よりもオーバーしてしまった方ということになります。先ほどと繰り返すになってしまいますが、こうした方々に対しては、すぐ出ていくという規定はなくて、出ていくように努めるということですので、私どもとしても、次に待っている方もいらっしゃるの、できるだけ出ていただきたいということでの要請をしているところでございます。したがって、毎年申請される所得状況を調査する上で個別にそれぞれ判断する形になっています。

木村委員 わかりました。

(甲府駅周辺の大型観光バスの駐車場整備について)

皆川委員 本会議でうちの会派の齋藤議員が質問したんですけども、現在、甲府駅南

口の公園の修景計画が進んでいる状況で、また甲府駅北口は随分整備されてきたということです。

いよいよ来年は国文祭が控えており、さらに防災新館の1階にはジュエリーミュージアムができるということで、県内外から大勢の観光客が来ることが期待されることを踏まえる中で、大型観光バスの駐車場を建設する気があるのかどうか、まずちょっと聞きたい。

市川都市計画課長 皆川委員も御存じのとおり、現在、舞鶴城公園の北側に大型バス用の駐車場がございます。それから東側にも公園の利用者のためにということですが、3台ございます。これはこうした周辺施設の利用も見込んでいるということでございます。

建設についてどう考えるかという御質問でございますけれども、本会議の一般質問で御答弁させていただいたとおり、4月に立ち上げました、県と市で構成する修景計画の推進会議がございますので、この中で他県の事例もよく研究させていただきながら、よく検討していきたいということでございます。

皆川委員

いつ聞いても検討ばかりですね。この話は随分前から言っているんだけど、いつも返ってくる答えは検討なんですけど、一向に具体的な提案が出てこない。こんなことをしていたら、いつまでたってもできませんよ。検討したって、どんどんなくなってしまって用地がないじゃないですか。

今、甲府城東側の富士川小学校という、せつかくあれだけの土地があいたわけだ。何に使うかといったら、地元の多目的ホールとか、幼稚園なんて言うのだけれども、何であれだけの広大な土地があいたときに、こういう計画をしないんですか。しかも近いわけでしょう。例えば、甲府城に大勢の観光客が来ても、バスがとめられないから、電車で来る以外はみんな帰ってしまうんです。8台あるといっても、現実に稼働率はどのぐらいなんですか。

市川都市計画課長 ピーク時の利用率でいきますと、今年は3台しかございませんので、いっぱいになった日が幾日かございました。それ以外は満杯にはなっていない状況でございます。

皆川委員

大体、あそこに大型観光バスがとまる駐車場が3台分あるなんて、知っている人はいませんよ。皆さん、どうやってそれを周知したんですか。東京都内の観光会社に教えましたか。

市川都市計画課長 周知の方法でございますが、県のホームページや富士の国やまなし観光ネットのホームページ、パンフレット、それから現地に案内看板を立てて、周知を行っている状況でございます。

皆川委員

いずれにしても私の知る範囲では、あそこは鎖がかかっている、どうすれば入れるかわからないという声がほとんどですね。

だから、これはきちんと周知させなければだめですよ。先ほど、周知を行っていると言っていたがこれだけだ。これじゃ無理ですよ。やっぱり大型観光バスの駐車場を建設するという計画をしっかりと立ててもらわなければ困るし、いつまでも検討、検討では困るし、用地が残っているうちにきちっとやらないと大変なことになりますよ。これからどんどん集客しなければならぬ時期が迫っているわけですからね。

北口に甲州夢小路ができるということで、来年あたりに着工するのに、どう

するんですか。電車の人だけというわけにいかないでしょう。こっちだって修景計画が出て、いろいろな集客施設をつくるという話が出ているわけでしょう。こういう話が具体化されてきていることは明らかなんだから、それに備えなければいけない。ただ検討する、検討するじゃだめですよ。やっぱりしっかり用地を確保するとか、どんどん先に手を打つとかないと。それ、どう思います？

市川都市計画課長 皆川委員からの御指摘の内容でございますけれども、当然、県土整備部だけでできる話ではございませんので、そういったために修景計画推進会議という、県並びに市の関係部局も入って立ち上げた組織がございます。7月には第2回の会議を開く予定でありますので、いただいたお話をそういったところへつないでいきたいと考えております。

皆川委員 何か、今年、B-1グランプリを甲府市中心でやるそうですね、ああいったいろいろな行事が目白押しなんだよね。だから、本当に1日も早く、推進会議の中でも話をして、早く用地を確保しておかないと大変なことになるということ承知しておいてください。以上です。

以 上

土木森林環境委員長 堀内 富久